



# 男と女のいきいきコラム

男女共同参画社会の実現を目指して

VOL.60



「待っています あなたの声聞かせてください」

あなたの気持ち

毎日の暮らしや身の回りの出来事などを通して、皆さんが感じたことや考えたことなどを、話し合ってみませんか？

市では、「土曜の朝にちよつとい話」と題し、市民の皆さんに男女共同参画について話し合っていただく集会を開催しています。今月は7月11日（土）午前10時から市文化プラザ2階の第2研修室において開催します。



ご自分のことやご家族のこと、友だちのことや、職場や地域、学校での出来事など、普段はあまり気にかけずに過ごしていることについて、男女共同参画の視点から話し合ってみませんか。

## ～共同参画

## 新たな社会のパスワード～

男女共同参画社会とは、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。

「男女共同参画」⇄「だんじょきょうどうさんかく」  
何となく、なじみにくい、難しい言葉と思われるかもしれません。一体どんなことを話すの？誰が集まるの？・・・  
「自分はこう思うのだけれど」、  
「自分はこう感じる」・・・。  
あなたの気持ちを言葉にすることを男女共同参画の一步としてみてはいかがでしょう？  
今後、市のホームページや、本紙のコラムで「土曜の朝にちよつとい話」の開催をお知らせします。皆さんの参加をお待ちしています。  
また、男女共同参画について、ご意見やご希望などがありましたら、ぜひ、市総合政策課男女共同参画推進係までお寄せください。

Vol. 15

## 窓Q&A

### 高齢受給者証について

市民課・保険年金係  
内線131～136

**Q** 高齢受給者証はどのような方が対象となりますか？

までに郵送します。

**A** 高齢受給者証の対象となる方は、国民健康保険に加入している方で、70歳となる誕生月の翌月（1日が誕生日の方はその月）から75歳となる誕生日の前日までの方です。

**Q** 医療費の自己負担はどのようになりますか？

**A** 医療費の負担割合は所得の区分により決められます。医療機関を受診するときは、「被保険者証」と「高齢受給者証」を忘れずに提出してください。

**Q** 高齢受給者証はいつ交付されますか？

**A** 対象となる方には、7月下旬までに高齢受給者証を郵送します。また、新たに70歳になる方には、対象となる前日

※表中の②③④の方は、平成22年3月31日まで窓口負担が1割となります（毎年8月に区分を見直します）。

### 所得区分判定基準と負担割合

区分	負担割合	判定基準
①現役並み所得者	3割	同じ世帯に、70歳以上75歳未満で、住民税課税所得が145万円以上ある国保被保険者がいる方。ただし、対象者の収入の合計が、1人の場合は383万円未満、2人以上の場合は520万円未満であれば申請により一般となります
②一般	2割※注	現役並み所得者、低所得Ⅰ・Ⅱに当てはまらない方
③低所得Ⅱ	2割※注	世帯主と国保被保険者全員が市民税非課税の方で、低所得Ⅰ以外の方
④低所得Ⅰ	2割※注	世帯主と国保被保険者全員が市民税非課税の方で、かつ所得が0円の方